

北海道告示第10117号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和元年6月7日

北海道知事 鈴木 直道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		登録有効期限
					名称	住所	
北海道第2876号	魚廃物加工肥料	741魚廃物加工肥料	窒素全量 7.0 りん酸全量 4.0 加里全量 1.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	釧路オーガニック株式会社	釧路市大楽毛251番地1	令和4.6.30